

給付型奨学金制度の早期創設等奨学金制度の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて大学や専修学校等に進学する学生に奨学金を貸与し、その返済金を次世代の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、大学の授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は学生全体の約4割に達し、平成28年度は132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に苦慮する人が少なくない。

このような中、6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、経済協力開発機構（OECD）に加盟する34箇国のうち、給付型奨学金制度がないのは我が国とアイスランドだけであり、海外では給付型奨学金が主流となっている。

よって、国におかれては、納税者である国民の理解も得ながら、学生が安心して勉学に励めるよう、奨学金制度の拡充に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進し、併せて、現在の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制する観点から、平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものである。

平成19年の調査における無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上で今後保険料を納付しても年金を受給できない人は最大42万人と推計されているが、厚生労働省は、仮に受給資格期間を25年から10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間を見ても、アメリカは10年、ドイツは5年、また、フランス及びスウェーデンでは受給資格期間を設けていないなど、我が国の25年は他国に比べ明らかに長い。

安倍首相は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、平成29年4月に予定していた消費税率10%への引上げを2年6箇月再延期することを表明したが、本年8月に閣議決定された未来への投資を実現する経済対策において、無年金者対策が明記されたところである。

よって、国におかれては、必要な財源の確保を含め、安心できる社会保障の実現を図るため、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度のできるだけ早期の確実な実施に向けて必要な体制整備を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第16号

同一労働同一賃金の実現等非正規労働者の待遇改善を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年10月13日

川崎市議会議長 石田康博様

提出者 川崎市議会議員 松原成文

〃 花輪孝一

〃 織田勝久

同一労働同一賃金の実現等非正規労働者の待遇改善を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人ひとりの活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占めるパートタイム等の非正規労働者の待遇改善は待ったなしの課題であり、時間当たりの賃金を見ても正規労働者に比べて6割程度と大きな開きがある。

今後、急激に生産年齢人口が減少する我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、正規・非正規を問わず、キャリア形成に資する教育訓練プログラムの開発や実施など均等・均衡待遇の確保が一層重要となる。

非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、正規労働者への転換、さらにはワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な雇用形態など、同一労働同一賃金の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、我が国の将来を左右するといっても過言ではない。

よって、国におかれては、我が国の雇用制度における独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意しつつ、非正規労働者に対する公正な待遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる同一労働同一賃金の日も早い実現を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 正規労働者と非正規労働者との間の不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定すること。
- 2 不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備するとともに、不合理な待遇差の是正及び待遇差に関する事業者の関係する法律に基づく説明義務などについて関連法の整備を検討すること。
- 3 厳しい経営環境にある中小企業に対して、非正規労働者の昇給制度の導入など待遇改善に取り組めるよう様々な支援の在り方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣

働き方改革担当大臣

意見書案第17号

南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年10月13日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める意見書

国は、平成23年11月、南スーダンでの国連平和維持活動（PKO）に、自衛隊を派遣し、その後も隊員の入替えを行いつつ、道路の補修・整備などの任務を行っている。

南スーダンでは、平成25年12月に政府軍と反政府勢力との間で武力衝突が起これ、その後、和平協議が開始され、暫定政府の設立など部分的な合意がなされたものの、今年7月に入って戦闘が再開されると死者は数百人に上り、国際連合の施設でさえも攻撃を受けている。

こうした中、国は、いわゆる安全保障関連法の成立を受け、11月にも、これまでのPKOに加え、新たな任務を課した自衛隊を南スーダンに派遣しようとしている。

新たな任務となる駆け付け警護は、これまで行ってきた支援活動などの任務とは大きく異なり、自衛隊員だけでなく国際連合職員や他国の軍隊などが襲われた時に、武器を所持した自衛隊員が警護に駆け付けるものであり、自衛隊員による交戦のリスクが確実に高まることが予想される。

戦後70年余、我が国の自衛隊が戦闘で銃弾を撃つこともなく、また、紛争による犠牲者を一人も出していないことは、私たち日本国民にとって大きな誇りであり、駆け付け警護などは言語道断である。

よって、国におかれては、南スーダンが既に内戦状態に陥っていることに鑑み、現地に派遣されている自衛隊を即時に撤退されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

防衛大臣